**第四十五条**　特定ボイラー等、特定格納容器等、輸入特定ボイラー等又は輸入特定格納容器等を設置する者は、当該特定ボイラー等、特定格納容器等、輸入特定ボイラー等又は輸入特定格納容器等に係る溶接事業者検査を終了したときは、当該特定ボイラー等、特定格納容器等、輸入特定ボイラー等又は輸入特定格納容器等に溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

**第四十六条**　規則第七十三条の八及び規則第七十三条の九の規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合において、規則第七十三条の八中「法第五十条の二第四項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、規則第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあるのは「法第五十二条第五項において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。

（自家用電気工作物の使用開始の届出）

**第四十七条**　法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合以外の場合とする。

**第四十八条**　法第五十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第十四の自家用電気工作物使用開始届出書を提出しなければならない。

（定期検査）

**第四十九条**　法第五十四条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具とする。

| 電気工作物の種類 | 機械又は器具 |
|---|---|
| 蒸気タービン本体 | タービン本体、主要弁、復水器及び管 |
| 蒸気タービンの附属設備 | 熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁 |

**第五十条**　法第五十四条第一項の主務省令で定める圧力は、最高使用圧力零キロパスカルとする。

**第五十一条**　法第五十四条第一項の主務省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。

**第五十二条**　定期検査は、次の各号に掲げる事項のうち、第五十五条第二項各号に掲げる事項を説明する書類（同条第二項ただし書に規定する場合にあっては、保安規程）において記載された定期事業者検査に係る事項について、定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に電気工作物検査官（法第五十四条第二項の規定に基づき機構が定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二　発電用原子炉（沸騰水型軽水炉に限る。）及びその附属設備にあっては、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項

| 電気工作物の種類 | 定期事業者検査に係る事項 |
|---|---|
| 一　原子炉本体 | 1　原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 |
| | 2　再使用する燃料体の外観検査 |
| | 3　炉心における燃料体の配置を確認する検査 |
| | 4　原子炉の停止余裕を確認する検査 |
| 二　原子炉冷却系統設備 | 1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第二条に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）及びクラス2機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査 |
| | 2　主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査 |
| | 3　主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査 |
| | 4　非常用炉心冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系の作動検査 |
| | 5　非常用復水器系の作動検査 |
| | 6　原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査 |
| | 7　原子炉補機冷却系の作動検査 |
| 三　計測制御系統設備 | 1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器（計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。）及びクラス2機器（計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。）並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査 |
| | 2　制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入検査 |
| | 3　ほう酸水注入系の作動検査 |
| | 4　安全保護系及び原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査 |
| 四　燃料設備 | 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査 |
| 五　放射線管理設備 | 1　プロセスモニタリング設備の校正及び作動検査 |
| | 2　非常用ガス処理系の作動検査及びそのフィルター性能検査 |
| | 3　中央制御室非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査 |
| 六　廃棄設備 | 気体廃棄物処理系の作動検査 |
| 七　原子炉格納施設 | 1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に限る。以下この号において同じ。）及びその支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器の漏えい検査 |
| | 2　原子炉格納容器の漏えい率検査 |
| | 3　原子炉建屋の気密性能検査 |
| | 4　主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査 |
| | 5　原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査 |